

主な改正内容

【本文】

1 附則

「この要綱は、令和2年4月23日から施行する。」を追加。

2 別表第1

表中、補助事業の種類に「通作条件整備事業」を追加。

3 別表第3

6に「カ 地域農業水利施設ストックマネジメント事業費補助金」を追加し、表中、指令前着手届の項目を修正。

4 別表第5

表中、補助事業の種類に「通作条件整備事業」を追加。

【様式】

5 第6号様式（第10条関係）


様式中、(注)3の「補助事業者が地方公共団体以外の場合は、口座番号等を記載したものを提出してください。そのときの記載事項は、金融機関名、店舗名、預金種別、口座番号、口座名(カナ)です。」を、「補助事業者が地方公共団体以外の場合は、補助金の振込先金融機関名、店舗名、預金種別、口座番号及び口座名(カナ)を記載してください。」に改正。

6 第9号様式（第12条関係）

様式中、(注)の「補助事業者が地方公共団体以外の場合は、口座番号等を記載したものを提出してください。そのときの記載事項は、金融機関名、店舗名、預金種別、口座番号、口座名(カナ)です。」を、「補助事業者が地方公共団体以外の場合は、補助金の振込先金融機関名、店舗名、預金種別、口座番号及び口座名(カナ)を記載してください。」に改正。

7 第11号様式（第12条関係）

様式中、「高知県耕地関係事業補助金交付要綱第11条の規定により、年度内事業遂行状況を別紙のとおり報告します。なお、年度内予定事業遂行のため必要がありますので、同要綱第12条第3号の規定により、補助金未受領額中円を概算払によって交付されるよう請求します。」を、「高知県耕地関係事業補助金交付要綱第12条第3号の規定により、年度内事業遂行状況を別紙のとおり報告するとともに、年度内予定事業遂行のため必要がありますので、補助金未受領額のうち、
円を概算払によって交付されるよう請求します。」に改正。

同様式中、「(又は、農業基盤課長 

同様式中、(注)の「補助事業者が地方公共団体以外の場合は、口座番号等を記載したものを提出してください。そのときの記載事項は、金融機関名、店舗名、預金種別、口座番号、口座名(カナ)です。」を、「補助事業者が地方公共団体以外の場合は、補助金の振込先金融機関名、店舗名、預金種別、口座番号及び口座名(カナ)を記載してください。」に改正。

8 第12号様式（第12条関係）

様式中、「平成」を削除。